(4)　第十一部麻酔に掲げる麻酔のうち次に掲げるもの
(一)　静脈麻酔、筋肉注射による全身麻酔、注腸による麻酔
(二)　硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入
(5)　(1)から(4)までに掲げるリハビリテーション、処置、手術又は麻酔に最も近似するものとして医科診療報酬点数表により点数の算定される特殊なリハビリテーション、処置、手術及び麻酔
二十九　指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のニの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者
次のイからハまでのいずれにも適合している利用者
イ　医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
ロ　医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者（以下この号において「医師等」という。）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している者（その家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。
ハ　看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。
三十　指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のホの注の厚生労働大臣が定める者
日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者
三十一　指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注4の厚生労働大臣が定める者
イ　次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者
(1)　車いす及び車いす付属品　次のいずれかに該当する者
(一)　日常的に歩行が困難な者
(二)　日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者
(2)　特殊寝台及び特殊寝台付属品　次のいずれかに該当する者
(一)　日常的に起きあがりが困難な者
(二)　日常的に寝返りが困難な者
(3)　床ずれ防止用具及び体位変換器　日常的に寝返りが困難な者
(4)　認知症老人徘徊感知機器　次のいずれにも該当する者
(一)　意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者
(二)　移動において全介助を必要としない者
(5)　移動用リフト（つり具の部分を除く。）　次のいずれかに該当する者
(一)　日常的に立ち上がりが困難な者
(二)　移乗において一部介助又は全介助を必要とする者
(三)　生活環境において段差の解消が必要と認められる者
(6)　自動排泄処理装置　次のいずれにも該当する者
(一)　排便において全介助を必要とする者
(二)　移乗において全介助を必要とする者
三十二　指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注2の厚生労働大臣が定める疾病等
第四号に規定する疾病等
三十三　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注10の厚生労働大臣が定める状態
第六号に規定する状態
三十四　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注10の厚生労働大臣が定める区分
イ　特別管理加算(I)　第六号イに規定する状態にある者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の二に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。ロにおいて同じ。）を行う場合
ロ　特別管理加算(II)　第六号ロ、ハ、ニ又はホに規定する状態にある者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合
三十五　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注11の厚生労働大臣が定める状態
第八号に規定する状態
三十六　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者
第十三号に規定する利用者
三十七　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助
第十五号に規定する入浴介助
三十八　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のニの注の厚生労働大臣が定める登録者
イ　認知症加算(I)を算定すべき利用者
日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者
ロ　認知症加算(II)を算定すべき利用者
要介護状態区分が要介護二である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの
三十九　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のへの注の厚生労働大臣が定める基準に適合している利用者
次に掲げるいずれの基準にも適合する利用者
イ　医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。
ロ　看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等登録者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）であること。
四十　指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者
次のイからハまでのいずれにも適合している利用者
イ　医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。